



かつ もく

刮目

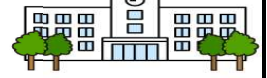
学校教育目標

校訓

刮目 ～刮目の生徒・刮目の教師～

～かけがえのない自己の人生に目を開き、たくましく自己実現していく生徒の育成～

自主・剛健・高雅



東金市立東金中学校 学校だより第8号

令和5年5月24日発行 文責：副校長 久我 和廣

交通安全について

本校では自転車での通学率が高く、多くの生徒が自転車を利用して学校に通学しています。近年、登下校での事故も多く発生しております。昨年度は計7件の事故が発生しており、内訳として対自動車、対自転車、対人等となっています。傾向として、生徒が加害者となるケースが増加しています。

特に本校では、並進によるマナー違反が多く、餃子の王将側の側道から嶺南幼稚園までの経路及び焼肉きんぐ側の側道から東金アリーナまでの経路において、並進が2列から6列近くなることも見受けられます。また、国道から本校までの経路において、歩道を通行するため、歩行者の妨げになるような運転をしているケースもあります。多くの原因として、友人との会話をするため並進となり、それを他の生徒が追い越していくことで、さらに並進が増えることや話に夢中になり、自動車や歩行者に気がつかないといった要因も挙げられます。



学校でも適宜、指導しておりますが、ご家庭においても下記の資料を参考にお話ください。

ちばサイクルルール

- 1 車道の左側を走ろう
自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて車道の左側に寄って通行します。右側通行は大変危険です。
- 2 歩いている人を優先しよう
歩道は歩いている人が優先です。歩道を通行するときは、車道寄りを通行しましょう。周りの様子に気を配り、思いやりのある運転を心がけましょう。歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、通行の妨げにならないようにしましょう。
- 3 ながら運転はやめよう
傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などのながら運転は危険です。法令で禁止されているのはもちろんのこと、思わぬ事故の原因になり、あなたや周囲の人が危険に巻き込まれます。



4 交差点では安全確認をしよう
自転車の事故の半分以上が交差点で発生しています。交差点を渡る時は、信号や標識に従うのはもちろん、徐行や一時停止をして、周囲の安全を十分確かめましょう。見通しの悪い交差点や狭い道路から広い道路に出る場合は、特に注意しましょう。

5 夕方からライトをつけよう
自転車のライト（前照灯）は、前方を照らすだけでなく、車などに自転車がいてることを知らせるためのものでもあります。自転車から車はよく見えませんが、車の運転者から自転車が必ず見えているとは限りません。特に、夕暮れ時は事故が起きやすくなるので早めにライトを点灯しましょう。

安全な生活 (交通安全、不審者等)

- 1 あなたのお子様は自転車の安全運転をしていますか？
以下のことをしっかり守るようご指導ください。
(未成年の罰則はありません)。
○自転車は車道が原則、歩道は例外
(3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
○自転車の二人乗りは禁止
(2万円以下の罰金又は科料)
○自転車の並進は禁止
(2万円以下の罰金又は科料)
○自転車の夜間はライトを点灯
(5万円以下の罰金)
○携帯電話をしながらの自転車の運転は禁止
(3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
○傘をさしながらの自転車の運転は禁止
(3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
○自転車通行可の歩道を走るときは歩行者優先
(2万円以下の罰金又は科料)
○自転車は車道の左側を通行
(3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
(道路交通法から)
自転車通学の生徒はヘルメットの着用が義務付けられています



裏面に続きます

2 危険予知能力・危険回避能力

現代社会は、安全・安心が大きく脅かされる社会であるという認識を持つことが必要です。子どもが身につけるべき能力は、「危険予知能力」と「危険回避能力」です。それは「これをやったら、ケガするかもしれないな、危ないな」や、「この道は“夜、危ないから他の道を通ろう”」などを、考え行動する力です。「自分の命は自分で守る」という強い気持ちで過ごしてもらいたいものです。

3 子どもが外出する時、行き先・用件・帰宅時間を言っていますか？

子どもの行先・用件・帰宅時間がわかっているか、子どもが事故や事件にまきこまれているかどうか把握できます。これも約束として実行させてください。

4 不審者が出没したら？

不審者については、「大声で助けを求める」「近くの家へ逃げ込む」「夜中は独り歩きをしない」「防犯ブザーを鳴らす」等のことを、御家庭でもぜひ話し合ってください。



(千葉県教育委員会家庭教育支援資料より)